

~ 13
3591
7



門 13
號 3591
卷 7

圖書

日本國開闢由來記卷六

日本國開闢由來記卷六

指漏漁者 編

第十 世道自氣運之追時小隨之轉變之任

異域の教法華を為す却る我神道を回護

佛法の我小入来し人王二十九代天國排開廣庭天皇漢風乃謚彌を欽明

天皇と稱奉し御宇十三年辛未歲小く神武天皇即位元年より千二百十

二年小當百濟國より佛像經卷を我邦小献るる我蘇我大臣細目宿禰ハ

と此方便小説をるの現世安穩後生善慶の説を聴く已が利欲の心より忽感

を起しこれを天皇に勸奉る尊崇する旨を奏るる物部大連尾與中

臣連鎌子ハ敢てこれ我肯ぞし我邦日嗣の皇位を基天小建まひるを以て

圖書

早稻田大学 圖書館
昭和 35.10.12 購
藏 書

恒々天地社稷の百八十神。四時の祭祀を以事とす。然るも今昔番神を拜ふ事なき。恐く天神地祇の怒を致んこと定まら。決て崇敬を爲さ。堅く執これれを排たり。天皇ハ實小御と覺ゆ。さるる番神の像と。經卷の類。情願者小附屬も。盡く稻目宿禰小賜け。宿禰大少忻悦。己が向原の家と捨く寺と。佛像を安置。經卷を納。朝夕小禮拜。然る小此歳疫癘大流行。人民夭折損殘多。さるる治療が。影り。物部大連尾輿。及中臣連鎌子。は禍必稻目宿禰が番神を禮拜也。國神乃震怒。故さる。再奏。令と下。稻目を安置せ。佛像を奪。之を難波の堀江。流棄。伽藍を盡く焼。餘さる。蘇我乃稻目。榮。天皇ハ崩御。真中倉太珠敷皇子御位。小即。

これに敏達天皇と稱奉。是は天皇の十三年。小百濟。還る鹿深臣。弥勒石像一軀を持来。佐伯連ハ佛像を持来。蘇我馬子宿禰との佛像二軀を請。鞍部村主司馬達等。池田直水田と茂。修行者と訪。播磨國。僧の還俗せ。名を高麗惠使。得。大臣以師と。司馬達等。女乃名を島。年十歳。度。危。善信尼。漢人夜菩。者の女の豊女を度。禪藏尼。錦織壺の女の石女。尼。惠善尼。此二人を善信尼の弟子と為。馬子。佛法。依。三尼を崇敬。三乃尼を以。水田直と達等。衣食を供。仏殿を宅の東方。經營。弥勒の石像を安置。三尼を屈請。大會齋。設馬子宿禰。石川の宅地。於。佛殿を脩治。佛法の初。翼。十四年。疫疾大流行。民死。者甚衆。

物部守屋大連と中臣勝海連と。詔不達。いふ御病のそれ由て發
よふとあらん。然るに國神不背。他神を敬ふ。神の怒を得ん。御病の進
意我助奉る。尤然る。速小仏を敬礼。頗り
勸奉ける。御意の向とらぬ。諸臣も異議を申者もあらず。内
一同不然。物部守屋大連睥睨。大子怒叱。押友部史毛屎急還
來。密子大連に告ぐ。曰。今羣臣竊小卿を國をさす。聞り。不拒禦
其詮。却る身の災とらる。宜き準備あり。然るに
たうといひ。諫る。大連已身をも命をも擲。深く國家の爲不誠忠を

盡し。河内國跡部の地不を退。佛法を歸依。祈念。不
其驗。守屋と勝海を申す。御惱日。重らせ。將不
終。時。司馬達等。子鞍部。須奈進出。臣。天皇の御爲。出家
道。脩。文六の佛像及寺。管造人と願奏。天皇。悲慟。今
許容。今。南淵の阪田寺の文六の佛像。脇侍の菩薩。これら。天
皇。其月の九日。崩御。蘇我馬子。宿禰大臣。諸の皇子と羣臣。勸
物部守屋大連。滅んと謀る。守屋大臣。佛道を惡。馬子宿禰。これ好
悉皆。私慾。發。互。己。權威。怒。せん。逆意。より。出。速く。天。下。後世。の爲。不慮。の。後。邦。開闢。以來。い。尊。入。

らざる躁擾を起す至一人慟嘆しきともち。殊仏道と好せしむる。皇子の御身を以てこの逆意に従ふはむるところの既戸皇子。更の名を耳聰皇子と。聖徳太子とも称す。用明天皇第一の皇子小く。上宮に居る小より。上宮太子とも称。後小斑鳩小住し。斑鳩皇子とも號たり。此時の皇子年いまだ少く。松花束髪する軍の後。隨て在る。白膠木を削取て。四天王の像を作。これを頂髪の上置。兼我馬子と俱小誓。今の我を敵に勝し。必護世四王の爲。四天王の像を造。寺塔を建。三室を流通を令し。この軍に出立せしむる。馬子軍勝利を得。守屋の餘黨を滅。後攝津國小四天王寺を造。大連の奴僕半と。第宅を分て。寺に附屬。兼我大臣。本願小。飛鳥の地おた。法興寺を建。立す。欽明天皇の第十一子。泊瀨部皇子と。

立ち位小即し。これを崇峻天皇と稱。蘇我馬子宿禰大臣と。故乃如く。卿大夫の位。故の倉持の官を經營。それ移居す。今十市郡倉持村金福寺。その舊趾あり。と。此天皇も馬子が權を恣に。憎た。且佛法を好せし。馬子も之を厭。位在に。僅小五年。竊小東漢直駒と。我邦に入。初小。日本開闢以來。嘗てその例あ。乃大罪を犯。尤憎厭。天皇馬子。爲。嗣位空。群臣皆馬子が意。阿諛。敏達天皇の后豊御。食炊屋姬。欽明天皇の皇女。位小即。推古天皇と號。聖徳太子小萬機の政を攝。宮。即位の礼を行。五



権を擅中し。世を己が意のやせんとす。私の心より。己より出づ。制易きし。この
の女王を立てる。開闢以来のやせと嘗て聞かざる。皇極天皇及持統天皇の
女主を以て位を即し。遂は聖武天皇の皇女を立。東宮と名をたす。至る。この推古
天皇より起り。一方なき。悪行の漸進。遂は我邦を創る。蝦夷
父子が僭逆の大衆を致す。家の滅ぶ。偶然の事。抑我邦
身。世界萬國の大君主宰の至尊皇位。在る。異方ハ臣僕及農工商の。一切の
事。物。悉皆異方。於て製作させ。これを採り用ると。是亦天地自然の造成
に依る。かの。然る。所以の。故。は。儒佛等の教法の。我邦。入来。は。あ
れ。神の幽籌。より。時運。は。從。は。俱。我。足。る。を。補。ひ。時。弊。を。救。の。禪
益。を。得。る。は。其。の。好。惡。の。併。と。る。と。は。亦。其。の。採用。は。宜。し。得。る。と。得

ざる。功をわたり。害をわたり。故。は。其。の。美。を。辨。知。る。と。要。と。す。と。少。く。愆。を
他國の事を採用す。日本氣宇。小。應。と。さ。裁。量。の。取。捨。は。一。に。儒。教
の。我。子。入。る。應。神。天。皇。の。聖。明。を。以。て。之。を。就。身。を。終。世。を。治。る。乃。輔。翼。と。さ。し
。あ。ひ。佛。道。の。我。子。入。る。稻。目。馬。子。等。が。私。の。利。欲。と。す。福。田。利。益。の。説。り。惑。ふ。依。違
と。り。つ。これ。を。世。に。弘。め。公。私。の。別。と。す。と。栗。背。壤。の。隔。り。且。風。土。乃。違。あ。る。故。均
是。惡。を。懲。り。善。を。勸。る。の。教。と。す。雖。功。害。の。相。從。と。自。ら。は。より。と。判。別。す。故。小
儒。仙。の。教。も。我。神。道。を。輔。翼。國。家。を。平。治。る。の。裨。益。と。す。は。は。ら。は。る。我。の。輸。に
ら。悉。皆。神。の。幽。籌。小。由。の。は。ら。は。る。と。一。切。の。事。小。本。末。屈。信。と。す。は。は。ら。は。る。は。
我。邦。の。神。道。と。す。此。儒。佛。の。教。の。為。は。隱。晦。と。光。を。失。ふ。時。は。況。く。此。儒。佛。の。教。の
上。小。於。は。旺。熾。盈。虧。と。能。ざる。は。是。亦。自然。の。勢。と。す。は。は。ら。は。る。彼。國。の。史。書

に漢の時彼国使を通せしむ。國造より稲置を遣はす。今の世の大
小名の王は其領地より私利欲り為小。竊に彼を往來し。好を求む。
のむ。天皇より御使を遣はし。故に彼國の史書に。倭奴
國奉貢も。その使人自大夫といひ。す。國乃極南界をけりといひ。樂浪海
中子倭人けり。分り百餘國とある。歲時を以て來獻せしむ。來貢せし
倭を伊都國といひ。伊都といひ。筑前國なる。怡土郡の怡土も古に
伊都といひ。伊都と伊都と怡土と。俱に倭奴と音相通ぬ。往古唐土の地。專に往
來せし。此西迎る。怡土郡を領せし。國造が。私に唐土の地。小通る。國王の言。東方奥羽
蝦夷の地。除く。名を知らざる。國造多の事を。彼に言傳へし。怡土郡の

の外も。私に往來し。天皇より通好し。天皇より通好し。天皇より通好し。
短矮の美。我邦の人。唐土の人。比。其體の短矮。天明年間。筑前國郡
珂郡。後漢光武の時。金印を掘出せし。倭奴國王印をけり。怡土郡。小住。國造
彼國より受得し。物。明。知。日本國。國の名。天照。大日靈
御大神の皇孫の知。山跡。山跡。此邦の古名。日本。日の神。乃。高天原の知。山跡。國
日。本。建。國。山跡。發語。後。國。物。名。春。日。飛。鳥。例。日。出。東。方。國。名。

と四十餘國。遂に宋に道を通じ、高麗等の諸國を
服従し、同四年春正月高麗國の子使を卿導として、我朝書翰を奉りて入貢の
事を申入る。朝鮮の所謂高麗國也。我邦の勇威を豫に聞傳ふるも、しりし河れば
風濤險く、卒に到りて、よりのひのづから空を令り、己が國の藩亭より使者のそむ
蒙古の書翰を持ぎ、翼五年の春正月、筑前の太宰府に來り、朝廷に、後醍醐院御
年四十九歳、ふちりて、内裏にて御賀を引擧げ、御催ひのべり。伎樂の御調あり
し、その事も卒に止り、謀状を関東へ下り、評議せしむ。ひしが、執權北條時宗、其
驕傲不遜、と憤り、兩國に御答あたり、同六年、蒙古再兵部侍郎黑的礼部
侍郎般弘といひ、者を使として、船を對馬に着り、答書を求む。對馬の守護代
右馬允宗、助國拒り、納さるるべし。蒙古は對馬の島に二人を虜とり、空歸す

同八年、蒙古より、秘書監趙良弼といひ、者を使として、高麗に使者を
副に、筑前國今津に着り、高麗王より、俱に蒙古に好を通じ、と申す。書翰を
奉り、朝議區く、御答は、ご子定り、御返翰の草稿を関東へ遣はさる。御沙
汰に、おと。執權北條時宗、その礼を、廣く御答あたり、此使も、空を歸り、
北年より百九十六年以前、宇多天皇の寛平七年、は蒙古國、新羅、と已に幕下は屬す。臣
の魁と、對馬國に討入る時、筑前守文屋善文、太宰府より、臣秋山何某を對馬に遣は、敵
の船將阿虎連と虜す。その餘の大将、又副將、士卒三百餘人を虜斬殺するの
を數知す。道に國に還り、數十人、過ざり、これ、新羅、恐怖を、我に敵對
あらしむ。蒙古、此時より、怨を懷き、來り、迎を侵る。利なき、
止む。ちり、異國の王も、慕り、立が習され、蒙古は、寛平の時、蒙古は、

宇多天皇の御宇に我邦を侵せ蒙古の国より二百年を過る後宇多天皇
乃御宇に再大舉來り我邦を侵せ。天皇の尊號の同くも奇異なる事あり。此
此蒙古の使乃筑前國來り。文永八年の夏五月乃夜尾州熱田の宮乃内鳴響く音聞
漸高きなり。四五十年の炬火乃火の音なり。何の故とも知ざらざる。蒙古入寇の
跡あり。前北の奇瑞多し。後中思知き。同十年春正月。彗星西方に見る。災異頗る見
る。衆議左右小總より下民を以て未だ。同十二年春正月。天皇位を皇太子傳す。後上皇の御身を以て政事
小頭聽す。皇太子御年八歳。位即す。謙を世に稱。後宇陀天皇。瑞
奉。此年の冬十月。蒙古鳳州經略使忻都を大将と。戰艦三百艘。兵二万五千

に高麗の兵八千を加へ來り對馬小寇を守護代右馬名宗助国防戦り。多し敵を殺す。勝
勝と能く打ち打死。敵より壹岐國を侵られし防り。守護代平内左衛門
景隆打死。遂に敵に地を得らる。蒙古對馬壹岐の二島を奪り。勝小
乗進り筑前の太宰府を侵す。鎮兵拒戦り利あり。殆破んとせし。少貳景資射
て賊乃大将を傷め。死者を斃死傷も多し。大風雨發り船を毀溺死す。
も多し。夜小舟を潜り出。夜小舟を潜り出。夜小舟を潜り出。夜小舟を潜り出。
夜明く知らる。追ひも邀小遁去る。その行方を知り。後に出。船
一隻に乗る。百二十人を虜とせし。漕船を説き。此時夜半に白衣の神三十柱
を宮崎の宮より現出。箭鋒を射出。神変不思議の働。賊は大
驚怖。艦を解破の上。盡く逃帰。唯志賀島小船一艘残る。衆の船の逃



歸を視る跡を逐うて去んとせしむ。追つて瀾取つしむ。翼其年歸改。建治元年の夏四月。後宇多天皇御即位の二年。蒙古とて小国驪を改元と稱。禮部侍郎杜世忠を使として。何文著。撒都魯丁といひ。使者として。外小二人。小高麗乃通辭役。徐贊といひ。者として。副。船を長門國の室津小船。書翰を奉る。宋を滅く。唐土乃地を一統せしむ。告。頼朝朝貢の事を催役。承引る。大小兵を擧ぐ。我を伐ん。と申し。其文辭例の尊大なり。自己功小誇。我を朝鮮と同等と視。臣下の知ふせん。驕傲不遜。禮をなす。唯威を以て我を摧んとする。北條時宗。此を看る。大小發憤。八月。此使五人。關東。百下。九月七日。龍口。首を刎。殘の者。速小国。歸。此事。汝等。王。小。故遣。高麗の史。蒙古の使。日本。遣。時。舌。徐贊。に三十人を導行。中。惟四人。逃還。餘。日本。殺。と

記すを視。使五人の外。餘多殺。知。時宗。此。勇。猛。果斷の處置。我邦必勝の上策。唯此一事。上下の心を一。天下の人の日本電を喚起。死地。陥。後。國家の光耀。絶海萬里の外。赫。後世の我邦。於。外。禦。の。龜。と。天下。今。出。曰。

明年三月頃。可被征伐異國也。梶取水。主等。鎮西若令不足者。可省。宛山。陰山。陽。南海道之由。被仰。大。少。貳。經。資。了。仰。安。藝。國海邊。知行之地。頭。御家人。本。野。一。圓。地。等。兼。日。催。儲。梶。取水。主等。經。資。令。相。觸。者。彼。配。分。之。員。數。早。速。可。令。送。遣。博。多。也。者。依。仰。執。達。如。件。

建治元年十二月八日

武蔵守 義政 判
相模守 時宗 判

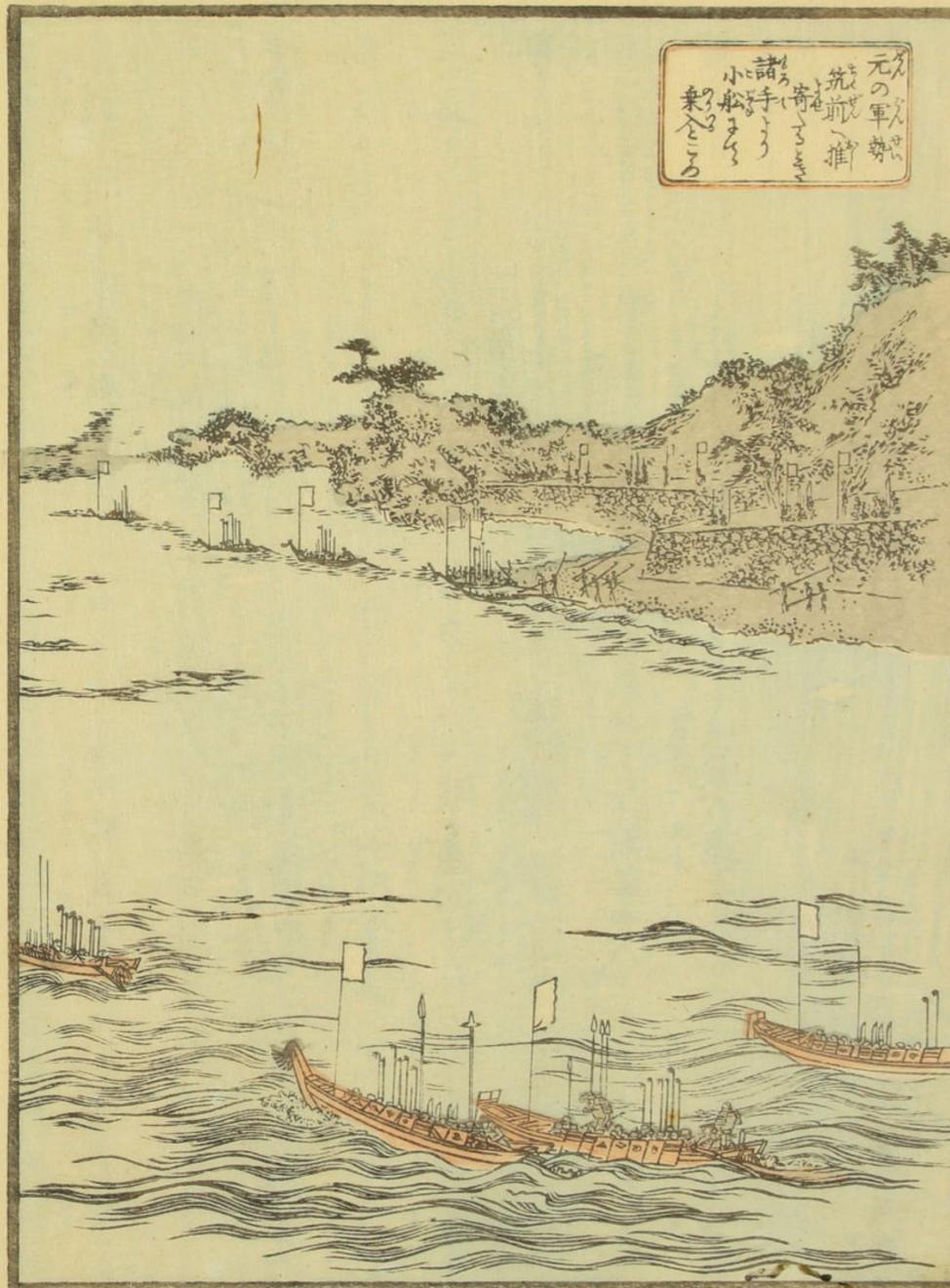
時宗、かゝる人々を天下へせんく言觸るる事、心実小異国一船と申く、彼を伐ん
とるふは、唯是天下の武士の心を一致せしむる事、耻を思死と決し、自ら自国
於て、其を防禦す、必克めん事を、速慮より出さるべし。故如何と云れ、我胡
元の使を斬り、彼を軍を用ふの心を決せ、めん事を、彼を軍領の具と待て、七年
を経て、漸小齊小のり、我を斬るを、僅小六月、大軍艦を造ると、
移文もあきて、軍を彼小致んといふ事、豈真実の情あらむや。故小再異国征伐の令を
出さるべし。浦々の警衛を堅く、九州四國、中國、山陽、南海等の国々、下知を傳へ、
北條上總介、實政と鎮西探代と、關東の兵も多し、從て筑紫へ遣し、大宰府

の水城を増築し、京師の衛兵を備ふ。用心懈らざる。唯防戦の嚴警の事、この使を斬る
時より。この計策の部署、既小定まらざる。胡元幸ふ、我邦の地利小委らる。兵を
要害の地と攻め、我を悩の謀小抽く。十萬の衆を一部に團じ、筑紫一邊の地、船を
着し、我國內の事も明白小知らる。過より出さる失策中、此方に在る。これを防禦し、便
宜を得。京師鎌倉に於て、幸ふ事多し。其時、應は、神明擁護の神等、
由り、造化自然の配らる。殊、此頃、天下の守護、悉く著る。其領
所小住居せ、外寇を禦小便を得。外より來助るは、あらず。これを抵當とす
得らる。且、辺土に住山、野に遊獵する事、平常の樂とす。亦、質樸小く、身
健小力も自強らる。人少きれば、敵を禦し、利小多し。胡元
小々、杜世忠の復命の遲きを待て、別小僧靈果といひ、小周福といひ、者、戎副



卷六

十六



元の軍勢
抗前、推
諸、奇、
小、舟、
乗、入、
入、こ、
る



卷六

十



其二

復太宰府中遣く。その動静を伺らるべし。胡元の主、杜世忠等
と周福等殺せん。と聽く。激怒し堪じ。速に船師を起し我邦を奪んと頼み其用意
を急せ。弘安四年六月。唐土胡虜の兵。左丞相阿答海と惣大将と。右丞范文虎と。所
部。洪茶丘の三將を副及金方慶。朴球。金周鼎等。其他精兵凡十餘萬人。戰艦三千
五百艘。高麗国の王。曙も。軍兵七十餘人。率これに従ひ。五月廿日。来り。對馬と壹岐
へ上り。多々島人を殺し。やがて筑紫の地を攻入る。此方より豫めの用意ありしと云ふ。
六月五日。筑前州志賀島に於て。始り鋒と接す。大いに破。大将洪茶丘を生捕んとせしむ。
王萬古のついでに劇戦。免れんとを得ず。此軍の先登。草野次郎也。小船二艘中
夜戦ゆとせ。胡元の船一艘。乗移。敵數多撃取。廿人の首を斬。敵の船火をわけ
と歸る。胡元はこれに懲り。船も疊合。互に相扶。一寄るはつら。暗號を以てこれ

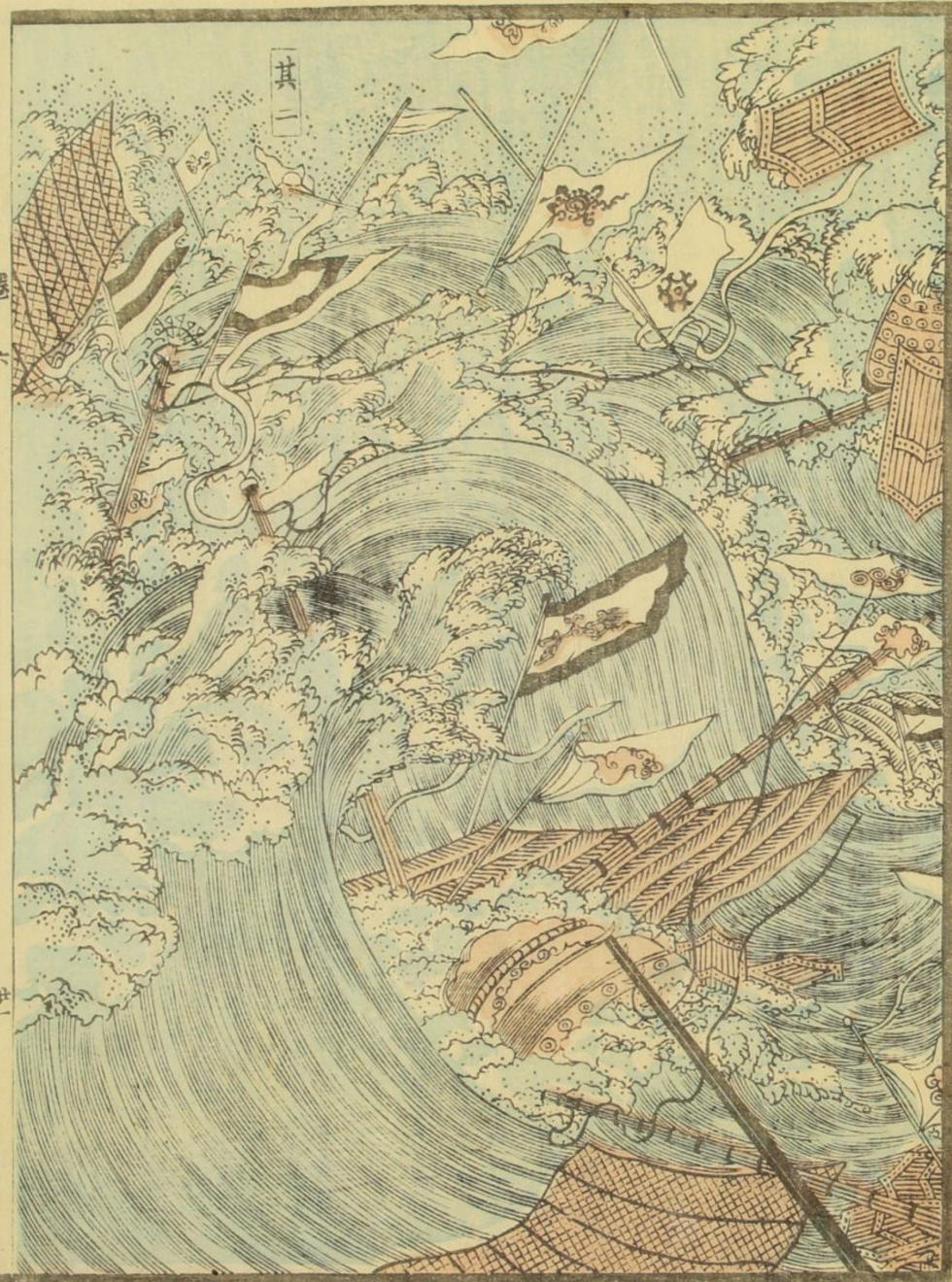
を知せ。大船の上より石弩を放。巨炮を撃。此方の船を何れも小し。六岩弩と巨炮の中より
のけり。船人とのみ打破。さす。それと諸軍勢俱に耻し。思。敢志。心。を
故。不。然。も。辟。易。者。多。く。大友。嫡。子。蔵。人。貞。親。僅。小。三十。騎。を。西。へ。洲。崎。を。つ。て。船。へ。攻
寄。敵。の。首。多。取。り。歸。る。九州。より。追。々。集。會。す。兵。を。吾。れ。に。攻。寄。り。城。の。次。郎。が。麾
下。新。左。近。十。郎。今。井。彦。次。郎。財。部。次。郎。等。敵。兵。數。多。斬。死。皆。殊。死。戦。し。敵。の。背。を
者。人。も。勇。敢。と。す。この。ごと。く。諸。營。より。逐。次。に。我。勢。ら。と。攻。む。五。日。う
十三日。の。い。ま。も。防。戦。す。賊。兵。の。討。つ。は。數。知。を。賊。の。形。勢。を。視。敵
が。上。り。陸。上。る。兵。の。皆。逃。去。り。周。章。を。船。へ。還。り。或。は。追。撃。す。
い。り。も。八。船。を。漕。出。し。逆。に。澳。出。し。り。鶴。島。の。方。に。漕。寄。り。多。く。日本。の。諸。勢
も。博。多。竹。崎。の。三十。里。の。海。涯。に。築。地。を。高。く。築。立。馬。を。馳。登。り。表。の。方。に。乱。杭。逆

茂木とありし舟は海よりこれを見せ給。危峰乃波小臨が如く。唯伊豫国住人河野
六郎通有、常々心むりあり。十年が間、蒙古寄来らざり。此方より異国へ渡り合戦を
なす。起請文十葉を、書て社の神三島乃祠に供せし。灰も焼く自飲せし。胡虜
乃攻来りし時、待てりし。今其時を得。武士なる者の身の大幸なり。唯ひ
勇進で出陣。海の方の表へ出陣せし。幕一重を引廻り、築地を後ゆたへりけり。
これ敵を引入りし。一戦は勝敗を決せんと思ふ。この辺路は諸卒の敵背をさす。
とわんわんし。いざいざ構へり。これを河野が後築地とす。時の入るの驍勇を賞感し
あり。通有は如何の。此軍は必諸軍に頭走し。偉く功を立入る。思ふが
何處も的小漕とせん。胡元の松も展観に、邊の沖も大山の如く。軍艦は樓閣を高
く造構、金銀も鏤、旌旗翩翩と風も靡、矛盾數多立並ぶ。これ大将の船とす。屹と

鑿定り給。伯父伯耆守通時と。二艘の船を出。敵船の中へ漕入り。諸卒の軍兵
これを見。大に驚怖し。河野を狂氣やとす。人さだ。吐舌と咲をのほし。何り
と。賊虜の方へこれを見。さう不敵の者なる。此數千艘の船の中へ
小舟二艘も漕入り。何事を為んとす。察する。これ必降参の者なる。安小
箭も射めし。これを知。顔小くも。多し。わんわん難し。
その大軍艦へ漕寄ると。鎖をばらばら。鉤を船へ打挂。鉤竿を以て船へ寄
り。檣柱を倒し。様子と。賊虜の船へ乗入。手小任り。斬廻り。遠く船へこれ
を知。近き船へこれを見。扶へ近し。緊く防とせり。や。衝殺し。或は斬られて。
一人づつも船へ入。伯父甥と。大剛勇の力。志も。身命を惜が。戦と。これより撃
つ。その數も。このうちの大將と。が。王冠を着る者を生俘。己が船へ乗

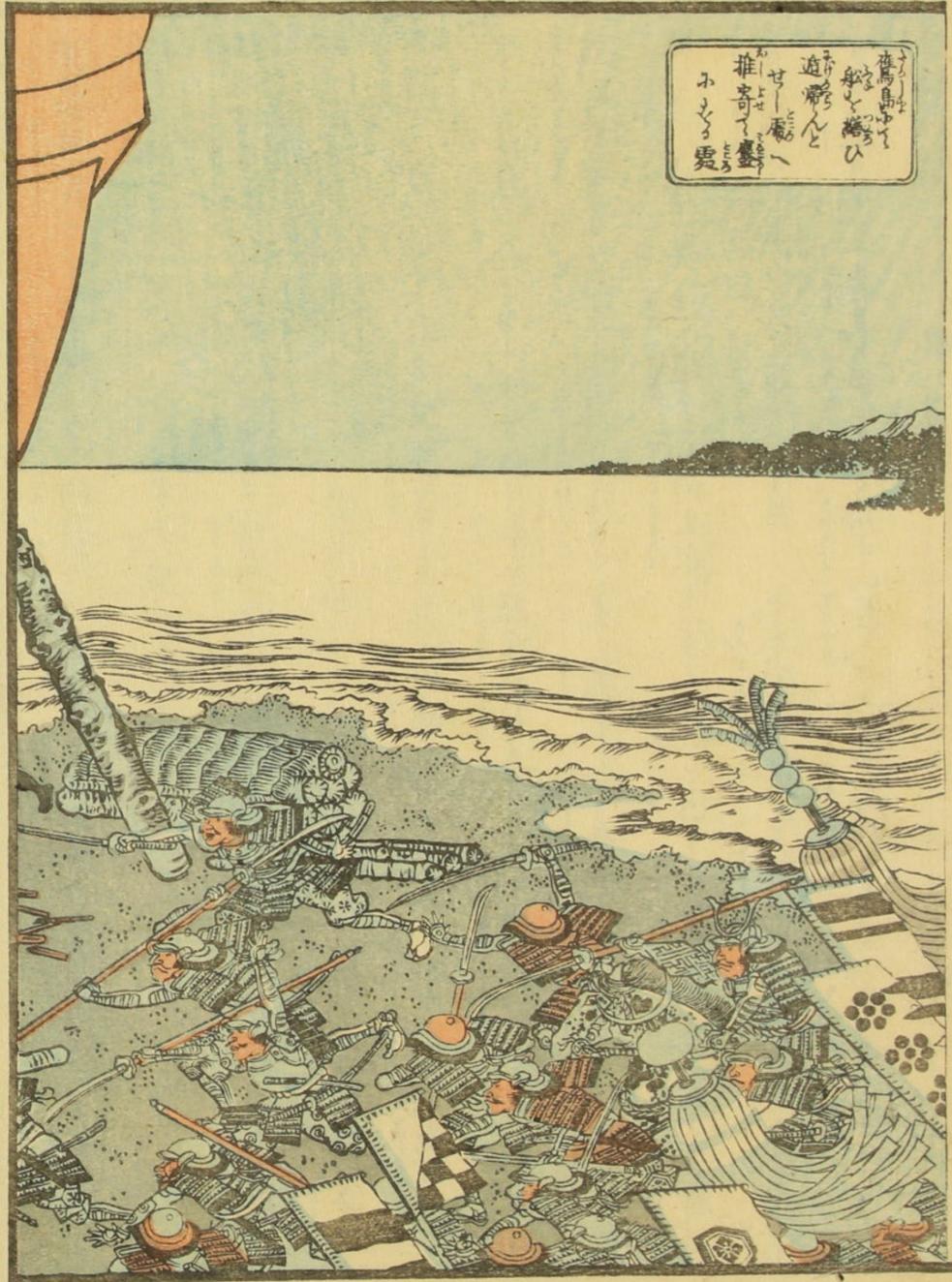


颶風卒小
吹來賊
船覆
没とろ



敵船火を放つれを焼日暮岸小漕帰々。後外の俘小尋問。三人の大将の中
乃一人ありとを答る。伯耆守通時、要害の金瘡を蒙る。船中より空をちりたり。通有
もあつて屢々小疵をうけつれど。命は恙あり。此恩賞とて。肥前肥後小於多々の
所領を賜り。對馬守小任。敵の大将の首と將軍の實檢。供夷賊を退治し。軍忠と抽
ゆるを厚く感賞し。まふ宣言を賜る。此時通有が嫡子八郎通忠。八郎通忠は年僅に十四歳あり
しが。あまも此軍に従く。敵兵多々討扱。感賞を蒙。河野七郎通高、筑前長瀬庄を賜り。
父子一族俱小其名を天下に揚る。實小世の無常と。老少定ちり。出る息入息を
待ぎ。水泡夢幻小譬。する理と。慮解。武士と生る。殊平常。今日を限の命と。
身の危きと。片時の間も遺忘と。主人より受得。思義を思ひ。耻と知
名を汚と。ちりんと。此通有が如く。これを後の世に傳る。誰と稱譽と。

ら。この通有がごとく。日本魂の最優るをのこり。自餘の人々。北條実政。將草
野七郎八兵衛。漕出。敵を志賀島小邀撃。首を斬り。二千餘級。これを敵を殺す。
の多き。最第一の功と。安達二郎。大友内蔵人貞親。僅小三千騎の勢を以。踵く。船小乗
入。當を雄立刺殺。多々の首を取。田尻三郎種重。弟二郎種光。兄と僕小殊死戦。
必貳覺惠。はむげ。戦く殊死。大友左近將監貞親。殊多の賊を殺。人小勝。功と。
立。其外薩摩の人。武光三郎師兼。福寝弥二郎清親。豊後の人。志賀太郎泰朝。筑前の
人。多。秋月九郎種宗。天草の大夫野十郎種保。肥後より。大野小二郎國高。託磨次郎時秀。野
中太郎長季。須田次郎秀忠。小野大進。頼承。人々の土着の士。れり。走集。り。皆身小
を抛。防。は。胡虜の軍兵多。雖進。岸より得。偶。陸。上。の。皆
我邦の突進。小。明。潰。周。章。く。船。逆。歸。り。は。多。大。小。辟。易。る。漢。土。明。の。世。の。人。り。



推奇之臺
不之憂



と目。これより瀕死。天の助を得て國を興す。元吉使
斬る。憤を發。我を撃んせ。軍艦十萬の大衆。俱一颯風の為。忽ち海より泡と消
し。天の助。差等。我國の他。異なる。一事。明。解
多。我國の天祖。天照。皇。大神の皇孫。瓊杵。命。此土に降臨。す。不。殊。宝鏡。持。祝
す。の。み。み。み。視。猶。吾。を。視。如。齋。祝。命。天照。大神の御靈
と。此。宝鏡。止。基。と。建國。を。護。る。の。世。有。難。神。勅。す。
然。上。皇の御身。を。棄。了。萬民の苦厄。代。人。並。言。祈。念。す。至。誠。の御
慈愛。此。條。時。宗。胡。元の驕傲。不遜。を。憤。の。使。を。斬。國。體。を。耻。賊。虜。の。膽。を。挫
ぎ。天下の士人。殊。死。心。を。決。仇。の。來。を。待。此。一。事。父。祖。の。犯。せ。る
罪。を。贖。外。寇。を。防。得。最。第一。の。干。城。を。建。大。功。績。を。天。照。大神の

感應。致。子。を。炳。然。と。崇。す。此。時。胡。元。既。小。砲。礮。の。器
を。用。す。我。を。惱。死。を。致。の。も。多。此。方。小。此。器。を
知。唯。弓。箭。を。用。す。の。外。刀。槍。短。刀。を。専。小。用。以。奮。撃。突。戰。す。
一。を。以。百。小。當。足。り。或。小。舟。を。以。來。出。竿。鉤。を。以。船。を。來。入。櫓。杆。を
拵。子。を。た。賊。虜。を。生。得。多。其。機。會。乃。發。め。す。外。小
軍。の。勝。敗。唯。是。兵。士。の。氣。の。勢。ひ。の。伸。張。出。衆。の。人。心。を。決。死。一。す。外。小
勝利。を。た。彼。軍。艦。の。大。堅。牢。火。攻。の。具。乃。備。巧。妙。を。畢。竟
を。身。を。損。不。敵。不。勝。ん。我。狄。も。性。怯。す。唯。死。を。怖。心。儲。す。
を。の。ち。我。邦。真。実。の。美。勇。の。心。を。觀。た。小。勝。利。必。決。す。我。不
い。ゆ。ゆ。ゆ。ひ。百。十。萬。の。鉅。砲。を。並。我。天。稟。乃。日。本。魂

北條貞時過てを察と寧一山を伊豆の島小嶺より一山を邪謀の已
ふ暴るに駭悔。我を歸化意を起つとれ。島を呼歸。南禪寺の住持
にたりし貞時が胡元のその密謀をより形象なきに察知るを制し。
禍害と將ふ崩んとする。前ふ禦得る。知見の朋ありのといふべく。とも
かくても。我豊葦原の瑞穂國の天壤と與ふ。隆と同うして窮あり。靈
靈威をるる。此のどく。烟炳をる。豈怙恃さるとなり。すや

日本國開闢由來記卷六終

元史卷第九十五外夷傳小載たる胡元書牘の附記

是の第十一回蒙古の襲來條小舉へり。女流美童の首を阻與
からん。とを怒り。別小此に鈔出せり。なり。

蒙古國の主。姓ハ奇渥温。名ハ忽必烈。奇渥温忽必烈高麗阿答海黑的撒都魯丁なるのハ
唐音を以て之を讀む。蒙古の語ハ當りともあらず。後ハ元の世祖と稱す。唐土宋の天下ヲ奪
ねハ。舊文字のハ。假名を以てし。たり。ハ。我邦文ハ。永三丙のハ。八月。兵部侍郎黑的を信使と爲。禮部侍郎殷
一者。至元三年。眞の歲ハ。八月。兵部侍郎黑的を信使と爲。禮部侍郎殷
弘を國信副使と爲。書と我邦の。天皇奉。其文ハ曰く。

大蒙古國皇帝奉書日本國王朕惟自古小國之君境土相接
尚務講信修睦况我祖宗受天明命奄有區夏遐方異域畏威
懷德者不可悉數朕即位之初以高麗無事之民久瘁鋒鏑即
令罷兵還其疆域及其旄倪高麗君臣感戴來朝義雖君臣歡

如父子計王之君臣亦已知之高麗朕之東藩也日本密通高麗開國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好尚恐王國知之未審故特遣使持書布告朕志冀自今以往通問結好以相親睦且聖人以四海為家不相通好豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖之

此書を今の世に通俗文に譯していへり
今朕が爲大蒙古國の皇帝より書状を日本國に下す所は進小の法を
亦當存の古より小國の君國境迫くは相互を結んで懸念
彼の況く亦當が如きの先代より天道は作付て唐土に比近の領
我爲下至の領知次第の廣く相成り奉放遠方之小國は我爲
威の畏徳を懐く奉朝せぬを之の亦當存の位即一頃朝鮮國之民

其が兵礼の苦の打平け侵取をく土比を返還は遣の爵朝鮮を君
臣は一統難有りは我國の奉勤は外間君臣の在申懇たる事ハ親子
之如くは内前前者も其沙法を大方の開法は我と存然朝鮮
も我當が東之方なる藩中を以日本ハ其朝朝も至近く其止昔より
於方へ使を遣貢を入内事之例も折有之は得也亦當存世に相成り
るは一向に左様を沙法も去り如何も心得は我未審に事存小
は此度使者を遣書状を以て亦當存心入を申進下内間今より以後ハ
其方より使と差越えは在懸念は彼度ハ聖人より以四海為家と
中事より得也我當が如き聖人の徳を具する者ハ懸念不致は四海
と一家とす昔も相宥可申は是迄申入はるは亦當存の無
撥軍勢を差向是非を以可申はされ其好敷事ハ去り

同族の勳績有る度事存外以上

おもふくその大意へ會得をへしさて此蒙古國とのハ唐土の昔秦
の始皇が築たる北狄と唐土の境たる萬里の長城より遼入北の方
まの沙漠の地ある小き胡國なりし鐵水直とのひし王の世の
まゝ其進き邊より遠く西域の戎をも代國を奪らと四十餘國ハ
かよび唐土宋の世の開禧二年ハ自進る皇帝と稱し其子窩濶台
の世ハなりて宋と己國の間なる金とのひし國を滅し宋を侵て其地
を奪ふと半ハ過る勢愈昌あり忽必烈の世を嗣り頃ハ國威
益強なりて四方の胡とも貢を致臣と稱る者千餘國ハ及びその頃
鞏丹とのハ胡ハ高麗今朝鮮を侵て時蒙古より軍兵を遣て其亂
を平げ國王順治板の元史ハ植不作を立る王と為せりより高麗ハ東瀋
康熙板ハ植又ハ植みつる

と稱し。臣ハ事ハやふなりし。蒙古ハ高麗の我邦と相隣して密通を
以て。この高麗を价らる我邦ハ逼る。我ハ臣ハ事ハめんとする意を起せり
々。後漢魏晉の頃筑紫地方の國造等ハ私ハ我國王と詐る彼ハ貢を入
利を得たる者の。とりあり頃筑前怡土郡なる國造ハ國名を問れるハ
怡土と答たるハ。後漢ハ光武帝より委奴國王印と記する。一寸四方ハ金
印を與たる。倭奴を轉して倭と呼し。古名なりとありハ誤り。天皇の
使を遣されしハ。隋とのハ世ハ厩戸皇子ハ佛法を尊信し。彼ハ求る
ことありし。私の計議より出。始て此事ありしをも知る唐土ハ國ハ
大なるを怖る。彼ハ事ハもの臆度る。此文中ハ開國以來亦時通
中國ハありし。本文第十四回委奴國王印の事ハ辨たり。昔ハ我邦の内官家と定たまひし。我
邦の臣僕なる高麗國と第九回記。同等より己ハ臣服しめむと欲る。

我日本寇を以て之を論べ假令舉天下の人を殺盡さるとも誰か
阿容...と從ひのゝあるべき然と蒙古ハ我邦の小ならずを以て毒爾夷
蠻と同等小計度威力を以て屈伏させざるものと思ふ蒙古の至元四年
宋度宗咸平三年高麗國の郷導使と俱に出帆せしが高麗國ハ豫て我邦
の勇武を傳聞たるもあはれ御答如何あらんとかりひぬるも風
濤の險を口實めりて徒に還らぬ忽必烈が督責の存ならず止ることを
得ず已に國の藩屏と爲る者のを此書翰を持せ已に書を副て我
邦に達せり龜山天皇の文永五年の春のことなり其高麗乃船
太宰府に着し其書翰を受取り鎌倉に致京師に奉る諸卿の
事を議せらして御答あらんとせり執權北條相模守時宗其自尊
大驕傲唯己が功を誇り禮を失ふの事ならぬ朝貢せざる兵を用

我を征んとし侮慢威脅の辭あるを憤恚之を覆奏抑て御答誠せよ身
奉る高麗使使者番布を太宰府に留まると五箇月及ぶ御答書
授てく空還けり同六年蒙古乃使と高麗の使俱り再對馬の地を倒
し土人の豫て時宗が嚴令を聞たることなれどもとを相納ることを許
す蒙古の使の忿ろあまうり藤二郎彌二郎とのひ一嶋の賤民二人被虜り
しを國に還らしむ忽必烈去の嶋人相逢り兩國より中國へ朝覲し
あはれ尚りし我世に至る絶て其事なきふりて使を遣ふ之を問る
まての事となり決して迫り國を奪んとする事あらぬ雨等し此意被
傳へるとのひ懇み款待資財など多く與り護送還けり翼七年再趙良
弼を使し高麗の通事別將徐禰校尉金貯と俱り同八年乃秋筑前
今津小判太宰少貳筑後守藤原經資兵を率行り詰問その書翰を

求ふ小國王ならむ大將軍家に直傳人のいふふき色にり出され
を強く其録本を受くまこと鎌倉に達す其文小曰

蓋聞王者無外高麗與朕既為一家王國實為鄰境故嘗馳信
使修好為疆場之吏抑而弗通所護二人勅有司慰撫併責牒
以還遂復寂無所聞繼欲通問屬高麗權臣林衍構亂坐是弗
果豈王亦因此輟不遣使或已遣而中路梗塞皆不可知不然
日本素跡知禮國王之曰曰字恐ハハ 街宜刪ハハ君臣寧肯漫為弗思之事乎
近既滅林衍復舊王位安集其民特命少中大夫秘書監趙良
弼弼字克小作ハ國信使持書以往如即發使與之偕來親仁善鄰
國之美事其或猶預以至用兵夫誰所樂為也王其審圖之
此書を通俗の文小譯ぬまへ

王者外なりと云ふ義を承及し得志朝辭を承當が一家之内に其朝辭
と都國なりと云ふ義を承及し得志朝辭を承當が一家之内に其朝辭
の役人せざる為抑らざる相通せざる内には外なる義を存し其節々使者の
虜獲たる二人を民志役人共申附能く當為及まら我善く書簡を授る
送歸し得共其後何の内返さるべき者如何の内心得し我善く遣可中と
存の慶朝辭之執權林衍と申者亦儘を働き礼を記し付其事抑ゆる
及延引の内子前方なるも此善く事之内圖能く來ゆる使を不致遣の義又
之使途中差支るも有之の故日本志礼を知る國と承し得志
もたかく其信を執權臣の事有之の間敷と存し朝辭を林衍が事も亦
當り世結ぶるに付亦早穩治り中付此度よく重役を請良弼を使
者として書状を為持差遣の内使人同道を早く可致差紙の仁義

有者親之鄰國。馬を以て出度事と申す。然を北土。猶縁能致の。無據軍勢を差向す申す。得た。左攝。相成ゆ。白。ふ。か。あ。る。者。有。本。意。以。間。結。内。思。業。被。成。成。事。と。存。り。以上。

北條時宗よもを奏聞し。こも又例の不遜驕慢。我を蠻夷と心得たるを咎く。御答せし。勢奉ら。て。使を還と。も。下。り。益。鎮。西。の。防。衛。京。師。の。守。護。を。嚴。重。し。て。只。管。小。侵。來。る。備。を。ぞ。爲。け。り。此。歲。蒙。古。の。國。跡。を。元。と。更。む。趙。良。弼。の。忽。必。烈。の。り。も。御。答。な。き。を。益。憤。激。し。軍。を。發。し。を。憂。し。對。馬。の。氏。彌。四。郎。と。の。者。を。勸。解。そ。の。他。二。十。六。人。を。利。を。以。て。哄。騙。す。太。宰。府。守。護。所。の。使。人。な。り。と。稱。せ。り。己。が。船。を。乘。還。り。元。主。見。し。め。ん。と。せ。り。が。忽。必。烈。も。道。ふ。を。を。狐。疑。し。姚。樞。許。衡。な。ど。の。謀。臣。不。問。し。ば。く。使。人。を。遣。せ。り。我。兵。を。加。ん。と。と。怖。し。その。強。弱。を。現。規。

しめんが爲に寄來し。そのなるべし。見たるを。た。寛。仁。を。示。て。慰。撫。還。た。ま。へ。と。答。け。し。が。忽。必。烈。の。其。議。を。可。く。て。逢。ふ。と。と。聽。き。高。麗。の。り。これを送還けり。同十年。趙良弼復太宰府に到り。御答書とを。を。能。を。空。く。國。に。還。け。し。が。忽。必。烈。の。我。邦。の。執。強。し。て。屈。せ。さ。る。を。瞋。怒。し。堪。を。速。ふ。軍。兵。を。遣。り。を。攻。ん。と。激。厲。を。ま。し。趙。良。弼。頗。り。あ。き。を。諫。を。と。も。聽。き。同。十。二。年。冬。十。月。胡。元。の。軍。兵。一。萬。五。千。人。高。麗。の。軍。兵。八。千。人。戰。艦。三。百。艘。を。來。來。し。が。九。百。艘。を。其。軍。利。あり。を。と。遁。歸。た。ま。の。饒。一。萬。三。千。五。百。餘。人。な。り。と。の。命。を。殞。ら。る。の。半。に。近。し。り。なり。此。歲。の。春。龜。山。天。皇。御。位。を。皇。太。子。に。傳。た。ま。ふ。と。と。後。守。多。天。皇。と。ま。せ。り。奉。る。翼。年。建。治。と。改。元。あり。忽。必。烈。の。我。邦。の。驍。武。し。て。邊。を。制。し。難。き。こと。を。察。し。元。の。至。元。十。三。年。春。二。月。復。禮。部。侍。郎。杜。世。忠。兵。部。郎。中。何。

文著計議官撤都魯丁高麗の舌人徐贊及薰畏國の人にて名を
果とひし者と書状官として俱に五人の書牘を齎し遣はるを鎌倉よ
護送龍口より其首を斬鼻首とせり翼年此方より軍を遣はり胡元
を征伐あるべきよしと觸れ日本史時宗列傳あり高麗を攻めし令を出し
たるよし記さるるよしとある一時の權籌かたごとし本文既論る如し
そとより五年を歴く弘安二年の復たる元の將夏忠范文虎等が商
議あり我邦より宋に渡住する本曉房靈果とのる僧も周福樂忠とのり
者と通事陳光等を副書翰を持せり來りぬなり此僧靈果は我邦の人
なりとたふも殺まるといひたるをこれとせり博多に於て盡く殺せたり
今此等の事を按ふ世の人先は杜世忠が殺せられたることを忽必烈の初め
知るよりよりの一應然りとせり元史の至元十七年宋の天下を一統せり

年日本殺杜世忠等と記す此年開始殺せられたることを聞たる如くはもと
杜世忠を斬らるといふ西國の人の道達するもあり高麗のこれと告げられ
使者の還りて徒に六年を経る間忽必烈が聞きて空しく過さんこと決り
めらるる然らば元史へ全く後記たるもの誤り十七年開始殺せられたる高
麗のものをたふす然る元主が我邦を覬覦す之を奪んとせり至元五年ふ
牒狀の御答あり起杜世忠等を殺せしを決し至元七年ふ軍領の
志備を待て大舉入寇したるものゆかりとせりかく忽必烈が性儀急なるも
志を起さず十四年の久きを歴ぬるといふも我邦の人の國を覬覦し侵
掠んとせり倉卒に能為得べきことありあらざる時宗が元の使を斬
たる全く彼が怒を起させ其軍を促しあれは由り天下士人の心を激厲し之
を殊死しめて必克の利をいせし録を文書の前め決める勇猛果斷の遠慮

より出づるものなり。故に水戸の義公の大日本史より、元は強大
之勢、以臨我、我屈伏、以事之。彼將責、以稱藩朝貢、而陵辱、誅
求之、無厭也。夫赫赫、天孫之曹、隋、與、瑞、穗、國、代、天、子、民
之道、無假於彼、而張、夸、辭、以、脅、制、我、是、欲、蠻、夷、我、也。時、宗、執
其使、兩、戮、之、宣、揚、威、武、震、隔、外、國、其、舉、甚、善、矣。彼、欲、洩、怒、於
我、則、我、固、有、備、選、將、蒐、卒、屯、戍、沿、海、軍、國、之、需、一、無、所、闕、故
元主、大、興、舟、師、來、寇、而、卒、不、能、得、志、雖、由、神、明、之、祐、颶、風、大
發、亦、時、宗、堅、忍、不、拔、之、志、與、防、禦、得、百、之、所、致、也。元主、創、艾
不、能、再、舉、時、宗、之、功、不、亦、偉、乎。と、の、と、ひ、ひ、と、如、く、此、の、如、く、颶、風、乃
神、助、あ、ら、う、と、い、ふ、全、く、時、宗、が、國、家、の、爲、に、深、く、慮、り、死、を、顧、み、我、日、本、の、國、體、と
損、を、威、武、と、異、域、に、懋、耀、ん、と、欲、真、勇、大、智、の、忠、誠、の、出、た、ら、あ、と、な、れ、た。

上下、あ、ま、と、爲、不、勵、さ、る、と、て、龜、山、上、皇、の、天、下、億、兆、の、人、の、爲、に、至、尊、乃
御、生、命、を、擲、り、御、身、を、以、代、た、ま、い、ん、と、御、祈、願、あ、ら、せ、ら、ま、し、う。至、誠、乃、感、
應、を、致、さ、せ、奉、た、ら、る、と、の、あ、ま、と、義、公、の、贊、へ、至、當、と、の、あ、ま、と、第、十、一、回、の
それ、ら、の、あ、ま、と、の、演、說、ぬ、も、と、蒙、古、の、書、を、此、の、鈔、出、し、其、顛、末、を、世、人、に
知、ら、せ、め、ん、と、欲、し、う。鄭、重、煩、冗、を、厭、む、再、あ、ま、と、を、贅、言、を、な、し、め、の、な、り。
舟、覆、を、は、む、の、風、の、雲、誘、ふ、龍、乃、口、より、吹、初、り、け、り

指漏漁者記

右全部七卷附記一卷

江戸市井隠士一夢道人指漏漁者編述

全編三十六圖

伊草孫三郎國芳畫



首卷讚詞第一第二卷

宮城玄魚書

凡例及第三卷及附記

一木二夕書

第四第五第六卷

山口樂園書

彫工

朝倉伊八刀

安政三丙辰歲秋七月稟準彫刻

萬延元庚申歲秋九月刷印發行

大日本國開闢由來記跋

夫瓦礫雖大珠玉雖小其尊卑之相千萬

固不待言矣至國土亦然我日域為州

六十六環以大海萬物蕃殖無所不有焉

且多暗礁淺渚不便寄海舶真巖然一大

城郭也是以太古有細戈千足之國

久亦久已之者精也兵蓋精鍊且具足也

磯輪上秀真國

古知多苗

乃久字良也須久尔浦安國字邦語稱心曰字良千五百秋端

穗國知以保安哉美大日本豐秋津州世保

紀有漢等稱以其地勢之險膏腴之富傑

出於四海萬國故也又况太初建基於高

天垂統於日神皇位一系連縣不絕實

祚之永延瞭於國史日繼之隆盛徵於事

實是以君乃日神之後裔臣乃高天

之倍侍從太古以來大道早既行於不言
之時乃至今日君臣之禮一定不紊焉是
豈非威德傑出於四海八百萬神衛護
之力乎我虜則不然其為城偏僻其為地
硤鹵其為人偏智其於天理人道毫不
知解心怯兵鈍不得止乃造大艦巨砲及
凡百火器以資其劫奪以通商於四方補

其缺乏如齒戎北虜及墨夷等是也然則以彼較我猶瓦礫之於珠玉乎是則邦之忠魂義膽受之天稟之自然雖鄙夫野人目不識丁者皆有勇敢不顧死之資且六十六州無不產穀之地且敵美劍利亦全寰宇中無出其右者是非天地秀靈之氣所鍾而邦之天稟有異於他

則奈何能至此乎而昇平年久民之視干戈二百餘年貴賤事遊墮風俗流浮華是以士失廉恥之志民逐輕薄之行天稟之美日以剝蝕是迺今日之憂也雖然有一感激之則必將復神州固有之性有奮然不顧死者焉然則我之一可以當腥羶異類之百千假令有彼等合從連衡來

欲^{スルモ}侵掠^レ我^ヲ何^ゾ足^キ憚^ル哉^ヤ予^ニ每^ニ燈火^ヲ可^シ親^ム之^ヲ
 候^ニ則^チ好^ク繕^テ讀^ス國史^ヲ舊^ク記^ス遂^ニ分^テ疏^シ以^テ成^セ此^ノ篇^ヲ
 盖^シ歎^ス使^シ在^リ人^ノ奮^テ起^リ神^州固^ク有^ル之^ノ性^ヲ我^ノ一^ニ
 以^テ當^ル腥^羶異^類之^ノ百^千已^ニ是^レ予^ノ草^野之^ノ
 微^チ忠^ヲ云^フ爾^ヲ刻^シ成^ス爰^ニ贅^シ數^言以^テ為^ス之^ノ跋^ヲ告^ス
 安政戊午四月指漏漁老再識



發行

江戸日本橋通一丁目	須原屋茂兵衛
同 日本橋通二丁目	須原屋新兵衛
同 淺草茅町二丁目	須原屋伊八
同 日本橋通二丁目	山城屋佐兵衛
同 芝神明前	岡田屋嘉七
同 兩國横山町三丁目	和泉屋金石衛門
同 芝神明前	和泉屋吉兵衛
大坂心齋橋通北久太郎町	河内屋喜兵衛
同 心齋橋通安土町	河内屋和助
同 心齋橋通博勞町	河内屋茂兵衛
同 心齋橋通安堂寺町	秋田屋太右衛門
京都鞆屋町通姉小路上	俵屋清兵衛
尾州名占屋木町通七丁目	永樂屋東四郎

書肆

